

令和6年度都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和6年度当初予算における都市計画税の充当状況については、以下のとおりです。

都市計画税予算額

1,055,816 千円

(単位:千円)

区 分	令和6年度 当初予算額	一 般 財 源	
			うち都市計画税
ごみ処理施設	264,071	176,071	170,633
街路事業	349,137	19,737	19,127
橋りょう事業	5,500	5,500	5,330
公園事業	71,036	71,036	68,842
土地区画整理事業	212,935	22,927	22,219
地方債等償還額	794,196	794,196	769,665
合 計	1,696,875	1,089,467	1,055,816